

議案第18号

平成29年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成29年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成29年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	66,700戸
(2) 年間総給水量	16,880,000m ³
(3) 一日平均給水量	46,247m ³
(4) 主要な建設改良事業	
① 浄配水施設更新事業	169,940千円
② 老朽管更新事業	514,698千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,179,708千円
第1項 営業収益	2,759,389千円
第2項 営業外収益	420,318千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,039,316千円
第1項 営業費用	2,927,565千円
第2項 営業外費用	109,466千円
第3項 特別損失	1,285千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,067,422千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,929千円、過年度分損益勘定留保資金749,793千円及び減債積立金261,700千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	104,415千円
第1項 負担金	7,505千円
第2項 工事寄附金	51,186千円
第3項 水道利用加入金	37,028千円
第4項 設計管理料	4,696千円
第5項 国庫補助金	4,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,171,837千円
第1項 建設改良費	910,137千円
第2項 企業債償還金 (一時借入金)	261,700千円

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 職員給与費318,057千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金)

第8条 水道施設の建設等のため他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、18,145千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、54,126千円と定める。